○厚生労働省令第七十一号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第一項及び第二項並びに第六十三条第一項及び第二項並びに建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第九条及び第四十七条の規定に基づき、雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

厚生労働大臣　加藤　勝信

雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第一条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（事務の処理単位） **第三条**　適用事業の事業主（第百十八条の三第六項（各号列記以外の部分、第一号及び第三号イに係る部分に限る。）及び第百三十条を除き、以下「事業主」という。）は、別段の定めがある場合のほか、法の規定により行うべき法第四条第一項に規定する被保険者（第百十八条の二第十五項第一号ハ及び附則第十七条の二の五を除き、以下「被保険者」という。）に関する届出その他の事務を、その事業所ごとに処理しなければならない。 （労働移動支援助成金） **第百二条の五**　（略） ２　再就職支援コース奨励金は、第一号又は第二号に該当する事業主に対して、第三号に定める額を支給するものとする。 一　次のいずれかに該当する事業主であること。 イ　次のいずれにも該当する事業主であること。 (1)～(3)　（略） (4)　職業紹介事業者（職業安定法第三十二条の三第一項に規定する有料職業紹介事業者であつて、再就職支援コース奨励金の支給に関し職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。次号、次項及び第四項において同じ。）に計画対象被保険者の再就職に係る支援を委託し、当該委託に要する費用を負担した事業主であること。 (5)～(8)　（略） ロ～ハ　（略） 二・三　（略） ３～８　（略） ９　第七項の早期雇入れ支援コース奨励金の支給を受けた事業主であつて、第一号に該当する事業主に対しては、第七項及び前項に定める額に加え、第二号に定める額を支給するものとする。 一　（略） 二　次のイからハまでに定める額の合計額 イ　受入れ人材育成型訓練（当該事業主が自ら運営する座学等（実習（事業主が行う業務の遂行の過程内における実務を通じた実践的な技能及びこれに関する知識の習得に係る職業訓練をいう。以下同じ。）以外の職業訓練等（職業訓練又は教育訓練をいう。第百三十八条を除き、以下同じ。）に限る。）の運営に要した経費並びに訓練（当該事	（事務の処理単位） **第三条**　適用事業の事業主（第百十八条の三第五項（各号列記以外の部分、第一号及び第三号イに係る部分に限る。）及び第百三十条を除き、以下「事業主」という。）は、別段の定めがある場合のほか、法の規定により行うべき法第四条第一項に規定する被保険者（第百十八条の二第十五項第一号ハを除き、以下「被保険者」という。）に関する届出その他の事務を、その事業所ごとに処理しなければならない。 （労働移動支援助成金） **第百二条の五**　（略） ２　再就職支援コース奨励金は、第一号又は第二号に該当する事業主に対して、第三号に定める額を支給するものとする。 一　次のいずれかに該当する事業主であること。 イ　次のいずれにも該当する事業主であること。 (1)～(3)　（略） (4)　職業紹介事業者（職業安定法第三十二条の三第一項に規定する有料職業紹介事業者であつて、再就職支援コース奨励金の支給に関し職業安定局長及び厚生労働省人材開発統括官（以下「人材開発統括官」という。）が定める条件に同意し、職業安定局長及び人材開発統括官が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。次号、次項及び第四項において同じ。）に計画対象被保険者の再就職に係る支援を委託し、当該委託に要する費用を負担した事業主であること。 (5)～(8)　（略） ロ～ハ　（略） 二・三　（略） ３～８　（略） ９　第七項の早期雇入れ支援コース奨励金の支給を受けた事業主であつて、第一号に該当する事業主に対しては、第七項及び前項に定める額に加え、第二号に定める額を支給するものとする。 一　（略） 二　次のイからハまでに定める額の合計額 イ　受入れ人材育成型訓練（当該事業主が自ら運営する座学等（実習（事業主が行う業務の遂行の過程内における実務を通じた実践的な技能及びこれに関する知識の習得に係る職業訓練をいう。第百二十五条第七項第一号イ(4)及び(6)において同じ。）以外の職業訓練等（職業訓練又は教育訓練をいう。第百三十八条を除き、以下同じ。）に限る。）